

別表十七（三の六）の記載の仕方

この明細書は、内国法人が平成29年改正前の措置法（以下「平成29年旧措置法」といいます。）第66条の9の2《特殊関係株主等である内国法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成29年旧措置法第68条の93の2《特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合に記載します。

この場合において、平成29年旧措置法第66条の9の2第2項第2号又は第68条の93の2第2項第2号に規定する特殊関係内国法人、平成29年旧措置法第66条の

9の2第1項又は第68条の93の2第1項に規定する特殊関係株主等及び平成29年旧措置法第66条の9の2第1項又は第68条の93の2第1項に規定する外国関係法人について、平成29年旧措置法第66条の9の2第1項又は第68条の93の2第1項に規定する株式等の所有を通じたこれらの者の関係を系統的に図示した書類を別紙に記載して添付してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。